

## 金融商品取引法の認定投資者保護団体制度について

- 金融分野における苦情解決・あっせん業務の業態横断的な取組みをさらに推進するため、金融商品取引法において新たに導入した制度。
- 金融商品取引法に基づく自主規制機関以外の民間団体による自発的な申請に基づき、金融当局が認定を行うことにより、当該団体が行う金融分野の苦情解決・あっせん業務の信頼性を確保することを目指す。

## 認定の要件

- ① 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施方法を定めていること。
- ② 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識・能力・経理的基礎を有すること。
- ③ 認定業務以外の業務を行っている場合は、その業務を行うことにより認定業務が不公正になるおそれがないこと。

(注)「金融商品取引業者が設立する団体」に限定するといった要件は設けられていない。

## 認定投資者保護団体の業務

- 認定業務
  - ・ 「対象事業者」に関する苦情解決・あっせん業務
  - ・ その他金融商品取引業の健全な発展または投資者保護に資する業務
- 認定業務以外の業務
  - (例)「対象事業者」以外の業者に関する苦情解決・あっせん業務

## ＜対象事業者とは＞

- ・ 当該団体の構成員である金融商品取引業者、登録金融機関または金融商品仲介業者
- ・ 認定業務の対象となることについて同意を得た金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品仲介業者その他内閣府令で定める者

## 参考 金融商品取引法第四章（金融商品取引業協会）第三節（認定投資者保護団体）

### （認定投資者保護団体の目的及び業務）

第七十九条の七 有価証券の売買その他の取引及びデリバティブ取引等を公正かつ円滑にし、並びに金融商品取引業の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的として、次の各号に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、認可協会及び公益協会を除く。次条第三号ロにおいて同じ。）は、内閣総理大臣の認定を受けることができる。

- 一 金融商品取引業者又は金融商品仲介業者の行う金融商品取引業に対する苦情の解決
  - 二 金融商品取引業者又は金融商品仲介業者の行う金融商品取引業に争いがある場合のあつせん
  - 三 前二号に掲げるもののほか、金融商品取引業の健全な発展又は投資者の保護に資する業務
- 2 前項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に対し申請をしなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の認定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

### （欠格事項）

- 第七十九条の八 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。
- 一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
  - 二 第七十九条の十九第一項の規定により認定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
  - 三 その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの  
イ 禁錮以上の刑に処せられ、若しくはこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者  
ロ 第七十九条の十九第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消の日前三十日以内にその役員であつた者でその取消の日から二年を経過しない者

### （認定の基準）

- 第七十九条の九 内閣総理大臣は、第七十九条の七第二項の規定による申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。
- 一 第七十九条の七第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めているものであること。
  - 二 第七十九条の七第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに足る知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。
  - 三 第七十九条の七第一項各号に掲げる業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて当該各号に掲げる業務が不公正になるおそれがないものであること。

### （業務廃止の届出）

- 第七十九条の十 第七十九条の七第一項の認定を受けた者（次条第一項において「認定投資者保護団体」という。）は、その認定に係る業務（以下この節において「認定業務」という。）を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

### （対象事業者）

- 第七十九条の十一 認定投資者保護団体（以下この節において「認定団体」という。）は、当該認定団体の構成員である金融商品取引業者若しくは金融商品仲介業者又は認定業務の対象となることについて同意を得た金融商品取引業者、金融商品仲介業者その他内閣府令で定める者を対象事業者（当該認定団体の業務の対象となる金融商品取引業者、金融商品仲介業者その他内閣府令で定める者をいう。以下この節において同じ。）としなければならない。
- 2 認定団体は、対象事業者の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

### （認定団体による苦情の処理）

第七十九条の十二 第七十七条の規定は、認定団体が投資者からの苦情（対象事業者に関するものに限る。）の解決を行う場合について準用する。この場合において、同条中「協会員又は金融商品仲介業者」とあるのは、「第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者」と読み替えるものとする。

### （認定団体によるあつせん）

第七十九条の十三 第七十七条の二第一項から第三項まで及び第五項から第八項までの規定は、認定団体があつせん（対象事業者に関するものに限る。）を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項中「協会員又は金融商品仲介業者」とあるのは「第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者」と、「デリバティブ取引等」とあるのは「デリバティブ取引等（これらの取引に付随する取引その他の内閣府令で定める取引を含む。）」と、同条第五項中「協会員又は金融商品仲介業者」とあるのは「第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者」と読み替えるものとする。

### （役員員の秘密保持義務等の準用）

第七十九条の十四 第七十二条の規定は、認定団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者について準用する。

### （名称の使用制限）

第七十九条の十五 認定団体でない者は、認定投資者保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

### （報告の徴収）

第七十九条の十六 内閣総理大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。

### （投資者保護指針）

- 第七十九条の十七 認定団体は、金融商品取引業の健全な発展及び投資者の保護のために、対象事業者による金融商品取引の契約内容、対象事業者による資産運用のあり方その他投資者の保護を図るため必要な事項に関し、この法律の規定の趣旨に沿つた指針（以下「投資者保護指針」という。）を作成し、公表するよう努めなければならない。
- 2 認定団体は、前項の規定により投資者保護指針を公表したときは、対象事業者に対し、当該投資者保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとるよう努めなければならない。
  - 3 認定団体は、金融に係る知識の普及、啓発活動及び広報活動を通じて、金融商品取引業の健全な発展及び投資者の保護の促進に努めなければならない。

### （命令）

第七十九条の十八 内閣総理大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、投資者保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

### （認定の取消し）

- 第七十九条の十九 内閣総理大臣は、認定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。
- 一 第七十九条の八第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
  - 二 第七十九条の九各号のいずれかに適合しなくなつたとき。
  - 三 前条の規定による命令に従わないとき。
  - 四 不正の手段により第七十九条の七第一項の認定を受けたとき。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。